

倉情・個審第171号

平成24年12月21日

倉敷市長様

倉敷市情報公開・個人情報保護審査会

会長 土屋 宏

平成24年9月6日付け耕第261号で諮問のあった次の事案について、別紙のとおり答申します。

記

「平成24年3月7日付け耕第509号で行った不開示の決定」に対する異議申立てについての事案

第1 審査会の結論

実施機関の行った不開示決定の処分は妥当である。

第2 異議申立てに係る経緯

- 1 異議申立人は、平成24年2月22日、倉敷市情報公開条例（以下「公開条例」という。）第6条の規定に基づき、倉敷市長（以下「実施機関」という。）に対して「倉敷市川入地内倉敷用水の左岸（都計道路と市道（ ～ 線間））の占有回復交渉経緯の記載をした書面」について開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に係る行政文書は存在しないことから、文書不存在であるとして不開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、平成24年3月7日付け耕第509号により異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、本件処分を不服として、平成24年4月20日、実施機関に対し行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づく異議申立てを行った。
- 4 実施機関は、公開条例第17条の規定に基づき、平成24年9月6日付け耕第261号「諮問書」により倉敷市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

第3 異議申立人の主張要旨

異議申立書及び意見書の記載内容をまとめると、異議申立人の主張は概ね次のとおりである。

- 1 異議申立ての趣旨
本件処分を取り消し、開示を求める。
- 2 異議申立ての理由
（1）本件倉敷用水路の左岸土地（同用水路泥揚場、土砂貯留用地、以下「本件土地」という。）は公有財産であり、市は請求者の申出により現地調査をするなどして、不法占拠等の事実があることを確認（把握）していることを認めている。よって、本件土地につき公有財産損傷報告の義務を負っていたはずである。
（2）本件土地につき、常にその状況を把握し、特に（ ）維持、保存及び使用の適否

()土地の境界(所有権界)に関する事項には注意する必要があることを十分認識していた。

(3)本件土地につき、後日の行政強制、行政罰等の業務執行に支障なきよう必要不可欠な書類の作成義務を負い、万全の処置を講じておく必要があった。

(4)「緊急かつ重要性について」

本件土地につき、市民の不法占有が長きにわたり公然と継続しており、公有財産としての形態、機能を全く喪失している状況である。実際上も公の目的(通水)が害されることもなく、揚壁を除く土地(泥揚場)については公有財産として維持すべき理由もなくなっていると解され、取得時効の成立を妨げない事由が存するものと考えられる。したがって、市は取得時効の成立を妨げる措置を講ずべき緊急かつ重要性が存することから、不開示理由にいう「緊急かつ重要性」が認められないとする主張は失当というべきである。

(5)「不存在について」

本件土地の事案につき、異議申立人は長きにわたり市(担当課)への相談を行ってきた経緯のなかで、現地を確認し関係者(利害関係者を含む)への調査も継続しているとの説明を受けている。よって、維持管理等業務処理上何らかの書類作成を義務付けられていたといえるため、不開示理由「不存在」はにわかに信じがたい。

第4 実施機関の主張要旨

不開示理由説明書の記載内容及び事情聴取の結果をまとめると、実施機関の主張は概ね次のとおりである。

- 1 水路敷にある占有物件については、撤去指導しているところであるが、緊急かつ重大性のある件(例えば占有物件のため、通水を阻害している、洪水の原因となるなど)については、調査・交渉記録や証拠を整備し、できる限り速やかに処理を行っている。
- 2 本件土地の事案については、緊急かつ重大性が認められなかったため現状の把握にとどまっており、調査及び指導に至っていないため、本件土地の事案に係る行政文書は作成しておらず存在しない。ただ、このような状況は看過できるものではないため今後、指導を行っていくつもりである。

第5 審査会の認定事実

- 1 本件開示請求文書は、開示請求書及び異議申立書の記載から水路敷の占有物件に対する占有回復交渉記録が記載された文書と解される。

- 2 実施機関は、本件土地については開示請求時において、現状の把握は行っているが、調査及び指導にまでは至っていない。そのため、本件開示請求文書は作成されていない。
- 3 異議申立人は、本件土地については実施機関が不法占有の事実を認識しているため、維持管理等業務処理上何らかの書類作成義務があり、文書不存在とは信じがたいと主張している。

第6 審査会の判断

当審査会は本件開示請求について、対象行政文書が不存在か否かについて判断するものであり、実施機関の文書を作成していないとする説明の流れに不自然な点は認められず、本件処分時には該当する行政文書が不存在であったと判断する。従って実施機関の行った不開示処分は妥当である。

当審査会の判断は以上のとおりであるが、公開条例第3条は「実施機関は、この条例の運用に当たっては、市民の行政文書の開示を請求する権利を十分に尊重し、情報の適正な作成及び保存に努めるとともに、個人に関する情報が十分に保護されるよう最大限の配慮をしなければならない。」と規定しており、占有物件に係る事案に関して現状の把握に至った時点においても、記録として行政文書を作成し保存するよう努めることが望まれる。

第7 結 論

以上の理由により、「第1 審査会の結論」のように判断する。

第8 審査会の処理経過等

審査会の処理経過及び審査会委員は、次のとおりである。

1 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成24年 9月 7日	諮問書及び不開示理由説明書の收受
平成24年 9月24日	異議申立人からの意見書收受
平成24年11月 5日	第1回目審議 (実施機関からの事情聴取)
	答申(案)の検討(郵送による)
平成24年12月21日	答申

2 倉敷市情報公開・個人情報保護審査会委員

氏 名	職 名
会 長 土 屋 宏	弁 護 士
副会長 伊 藤 治 彦	岡山商科大学法学部教授
吾 妻 聡	岡山大学大学院社会文化科学研究科 准教授
小 松 原 玲 子	弁 護 士
南 川 和 宣	岡山大学大学院法務研究科准教授